

平成26年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年12月10日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成26年12月10日（水曜日） 午前9時58分～午前11時23分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	財政課長：舩谷祐幸

市民部長：山谷勝志	環境交通安全課長：富樫公誠
国保年金課長：佐藤和久	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第160号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第183号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）
- 第3 陳情第21号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用
に関する意見書の提出について
- 第4 陳情第22号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情

第5 陳情第23号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める
陳情

閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前9時58分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） 皆さんおはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私ちょっと議会始まる前に、ちょっと体調を悪くして、厚生医療センターに早速、緊急でお世話になりまして、昨日の一般質問で大した喋ってた人がいたけれども、私はお陰様で丁寧にやって貰って、良かったなと思って来ました。

まあ季節の変わり目ですので、非常に体調管理には注意したつもりだったのですが、皆さんも何とが。非常に気候が安定しない時期で身体の方も調子悪くなりがちですので、気を付けていきたいものだなと、思っております。

それでは早速ですけれども、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【総務部長・市民部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局よりあいさつをいただきます。

最初に佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして委員の皆様におかれましては、お忙しいところを委員会を開催して頂きまして、ありがとうございます。

今回、ご審議をお願いいたします案件は、総務部につきましては総合防災課所管の補正予算案でございます。案件につきましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。また、委員会終了後に常任委員会の協議会の開催をお願いしてございます。今回、大仙市の公文書館、仮称でありますけれども、この公文書館の基本設計が、内容がまとまりましたので、基本設計の中間報告という形で、今回、皆様方にご説明を申し上げ、ご協議を賜りたいと思いますので、この点につきましてもよろしく願い申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

次に山谷市民部長、お願いします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。

今次定例会に上程しております市民部関係の案件につきましては、条例改正案1件と補正予算の2件となっております。説明につきましては、担当課長が行いますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この場をお借りいたしまして、2件のことについてご報告をさせて頂きたいと存じます。初めに地域の防災拠点施設等への再生可能エネルギー導入事業につきまして、10月31日に、大曲庁舎、神岡庁舎及び中仙庁舎への太陽光発電と蓄電池システムの導入につきまして、実施設計を発注しております。工事につきましては、来年度実施することとしております。

次に本年度3回目となります11月分の古布類の大仙美郷クリーンセンターへの搬入量につきましてですが、29,29トンとなりまして、8月までの搬入量と合わせまして78.46トンとなりまして、年簡目標数値の75トンを上回りましたことをご報告申し上げます。今後は、分別とリサイクルにつきまして、更なる啓発活動に努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、例によりまして質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第160号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第160号、「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは資料NO.1、議案書の53ページをお開き願います。

議案第160号、「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。次の54ページが、改正条例であります。お手元に配布しております資料で説明させていただきますのでご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、出産費用が増加していることから、健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の額が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容ですが、第4条第1項に規定している出産育児一時金、出産費分の額「39万円」を1万4千円増額して「40万4千円」に改正するものであります。

施行期日は平成27年1月1日であります。

経過措置として、「施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。」とした改正内容であります。

但し、※印に記載しておりますが、下の表、出産育児一時金の内訳のとおり、現在、出産育児一時金は、条例で定める39万円、出産費分に医療機関で加入する産科医療補償制度掛金の補助分3万円を加算した42万円を支給しております。

今回の改正により、出産費分は1万4千円増額の40万4千円となりますが、加算している産科医療制度掛金も改正され、逆に1万4千円減の1万6千円となることから、出産育児一時金の支給額は42万円となり、現在と変更はありません。

なお、産科医療補償制度掛金分の加算額につきましては規則で規定しておりますので、この条例改正に合わせて規則も改正することになります。

その下は、ご参考としての産科医療補償制度の概要であります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 1点だけ伺います。

参考までに教えて頂きたいのですが、出産費用というのは、40万4千円に改正されたようではございますけれども、実際の出産費用、分娩に係る経費等は、実際はどのくらいかかっているのか、各医療機関ごとにあると思っておりますけれども、どんな事情なのか教えていただければありがたいです。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 出産育児一時金の出産費用に関しては、ちょっと医療機関ごとでバラツキがあります。ただ、大仙市の医療機関につきましては、40万円前後でほしい、普通であれば済んでいるようです。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第183号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第183号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

はじめに、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは議案第183号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総合防災課分について、ご説明いたします。

補正予算書、12月補正②は、12ページをお願いします。

それから主な事業説明書の方も②でございませけれども、1ページをお願いいたします。

なお、特定財源につきましては、歳出の中で説明いたします。

3款5項1目80事業、災害救助扶助費につきましては、250万円を補正し、補正後の予算額を1,801万7千円とするものです。これは災害によって重度の障害を負ったものに対する福祉及び生活の安定に資することを目的として、大仙市災害弔慰金の

支給等に関する条例の定めるところにより、災害障害見舞金の支給を行うものであります。

平成24年冬季は大雪により2つ以上の都道府県におきまして災害救助法が適用された自然災害となったところであり、国内全ての市町村において、当該災害で亡くなられた方のご遺族、または重度の障害を負われた方に対して、災害弔慰金等が支給されることになったものであります。

この度の対象者は、60代、男性1名であり、平成25年1月3日負傷した当時は生計維持者でありまして、雪下ろし中、屋根からの転落により、現在では症状が固定し、両下肢機能全廃となったものであります。

身体障害者手帳の等級は1級の肢体不自由であり、大仙市災害弔慰金等に関する条例第9条に基づき支給するものであります。

特定財源につきましては、災害弔慰金等負担金187万5千円となっております。

それからこれとは別にお手元に資料ございますけれども、決算特別委員会の時に提出を求められた資料として防災士の大仙市内の数をお配りしてございます。お聞きいただければありがたいですけれども、防災士総数につきましては、151名でありまして、この中には消防署を退職後に防災士の資格申請をとった者もございまして、合わせて151名であります。

大曲地域で79名と圧倒的に多い訳でございますけれども、その他の地域もやや10名前後で、分布してございまして、自主防災組織の中で、中心的役割を担って頂きたいというふうに考えてございます。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に、富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）の市民部環境交通安全課の所管事業に係る予算補正内容について、ご説明申し上げます。

資料はただ今の説明にありました大仙市補正予算の12月補正の②、同じ資料になります。ページは5ページであります。

「第2表債務負担行為補正」の表の下から2段目をご覧くださいませ。

その事項は「通学路グリーンベルト設置事業費」で、期間は「平成27年度」、限度額は「760万円」であります。

通学路グリーンベルト設置事業費についてであります。25年7月から8月には、市内各小中学校に要望調査を依頼、9月から10月に要望箇所を道路河川課、教育指導

課、各支所及び環境交通安全課で合同の現地調査を行って取りまとめております。その要望箇所及び26年度の事業開始前までに寄せられた追加の要望箇所についても関係部署の協議の上で、26年度からの2か年事業として実施しており、27年度予定の事業について、春の新入学シーズンにあわせ、前倒しで実施できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

27年度のグリーンベルトの施工予定延長は、6,100mで、外側線は4,650mの予定であります。その事業費の限度額として760万円をお願いするものであります。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

大野委員。

○委員（大野忠夫） 今のグリーンベルトの話ですけども、あれは今までいろんなところで使われた白線、あれと同じ材質だわけですか。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 外測線の方の白いものと、グリーンベルトは緑色ですけども、緑色の方のペンキについては、同じ常温式というふうな形のもののようなんですけども、溶剤が少し違っているということになっているようです。溶剤は溶かすための仕組みが少し違っているということのようです。単価につきましても白い物と緑色のグリーンベルトでは、また違う物になっておりまして、同じ物の色違いだけということでは無い設定のものを使っております。

○委員（大野忠夫） 色違いだのも、材質も皆一緒……。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 材質が違う物で、単なる同じ物の色違いでは無いと、ということです。

○委員（大野忠夫） 良く工事しているのを見ると、今はグリーンの話しだのも、茶色みみたいな、赤系統の敷いているところの（聞き取り不可能）。あれは随分、上からはだけてやっているみたいだけれども、あれは今言ったとおりに、少し融雪的なものも入っているんですか。グリーンはそれと同じようなものではないのですか。

○環境交通安全課長（富樫公誠） ちょっとそこまでは（聞き取り不可能）。

○委員（大野忠夫） なぜかと言うと、白い分野だと非常に一冬行くと、もうかなり無くなってしまっているんだのも、グリーンの場合はどういうものなんだしか、これは。何

というか、1回、塗ったやつ、無くならないで、長持ちする、そういうものだしな。毎年、塗らねば行けないものだけ。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 緑色についての何年ぐらい持つかということについては、確かなところは、実は申し上げるデータは無いのですけれども、実は今回がグリーンベルトの設置は2カ年事業としては初めての取り組みとしてやっておりますけれども、その前にある箇所の中には、塗った、設置した例がありますけれども、およそ2年から3年ぐらいで少し色の退化と、それからやはり除雪の仕方もありますけれども、それによって、削られる分によって、2～3年程度というところがまず目安には見ているところではあります。

○委員（大野忠夫） 目的が、そういう通学路の（聞き取り不可能）だとすれば、そういうことに気を使ったやはり、あそこは薄くなって困ったなということの無いような、そういうやっぱり監視も必要だと思いますので、その辺は一つよろしくお願ひしたいなと思います。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） グリーンベルトと白線で通学路の安全というふうなものを確保するということは大いに結構なことなんですけれども、以前に聞いたことはあるんですけれども、いずれこの、グリーンベルトが道交法上の規制というふうなものでは特別、そちらの方の規制は何らかかっているものではないというような話を聞いたものですから、もし、そういった事態で、交通事故等が発生した場合の、いわゆる補償の問題等で、道交法上の関係等に係るものなのか、どうか、その辺をちょっと教えて貰いたいなと思いますけれど。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） グリーンベルトの設置に当たりましては、関係課、あるいは支所等の合同で現場を調査してということで取り決めをまずさせて頂いているということで、関係課の知恵を結集して、まず対応しているということと、それから警察の方にもグリーンベルトということの了解を頂きながらの設置ということにさせて頂いておりますので、その辺は、こちらの1課だけの良識だけで設置ということにはなっ

おりませんので、その辺も他の担当部所からのアドバイスを頂きながら、設置をしたいと思っておりますので、これで進めたいというふうに考えております。

道交法については、詳しくは実は把握できない部分もあるんですけども、ご承知のとおり、歩道の設置部分には設置しないとかですね、あるいは道路幅が一定なければ設置しないというようなことで設置の判断をさせて頂いておりますので、その中でも安全については十分、判断しながら、設置をしたいと思っております。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ通学路というふうなことがよりドライバーの方々にはっきりわかる方法として私は大変良いことだと思いますので、今後、まだまだ学校に近い部分とか、そういったところに限られているようなところもあるようですが、是非、子供達が歩く道路については、満遍なく、こうしたグリーンベルトが引かれるような方向で、是非、検討をしていただければと、いうふうに思います。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 直接関係ない話しかれども、県道は何処で担当しているものですか。建設部。

○市民部長（山谷勝志） 振興局の建設部です。こちらが箇所を指定してお願いしております。

○委員長（金谷道男） 私も手軽な安全対策だと思って良いと思ったのも、うちの方の場合は、県道をやったのが、おそらく11月ぐらいなんだ。すごく遅かったんですよ。それで、もしよ、市では来年からそばに早く対応してけるという、市も結構、今年は早く無いけれども、新年度からはこういう対応をしてけるということで非常に良いんだのも、もしかすれば県の方にもちよっと要望しておいて頂きたいんです。（聞き取り不可能）やらないのかなと思っていたら最後にやってだけのも。そんなこともありますので。機会があれば要望して頂きたいなと思いますのでよろしくお願いします。

うちの方は結構、県道があるので。危ない所が。よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしますが、ここで職員が退席するわけですが、その前に委員の皆さん、もし職員がいたところで、何かせっかくの委員会ですので、何かありましたら。

はい、鎌田委員。

○委員(鎌田正) 今日、担当の職員が来ておらないけれども、総務部長で結構ですけれども、前回、皆さんご案内のとおり衆議院の選挙も始まって、盛んに投票率が悪いと、こう言われておりますけれども、それに増して今まで、去年から我々の市会議員の選挙もいろいろあった訳ですけれども、これもまた非常に低いと、こういうことで私も選管の方へ、局長の方へ、何か方法ないかということでお話した中で、バスなんかも回して頂いて、投票率を上げることはできないのかという、質問した経緯、経過があるわけですが、これについて局長は、それはできないよと、こういう話しだった訳ですけれども、実は今月の12月8日の河北新聞に、岩手県の大槌町ではきちんと、市の無料バスをまわして、やっぱり不便な場所を、期日前で不便な場所の方に無料バスを回して、やっぱり投票率向上に向けてやっていることもあるので、ヤッパrもう少しよ、その職員たちをよ、あんだがだでねよ、その選管の担当職員ももう少し勉強して貰わねば、本当、困るんし。本当に。俺、去年も言ったもの、あまりにもその、俺からすればいい加減で、まずこの前ごしゃいながら、あんまり言えなくどくなって言いたくねのも、その投票所との選挙事務所の絡みの話しだったり、今回のこのバスの問題も、何も勉強してないこおなんだしものな。違反だんた話ししたんだ俺さ、この前。ちゃんと大槌町では、こうやって無料バスを投票所に向けているんだよ。俺ほうができない訳ねんしべた。こういったことをやっぱりもう少し、選管でもよ、局長たるものが、勉強して、法律さ

絶対違反だって言えば当然出来ないということで、俺はあとと言わねがったのも、この前この8日の新聞ではちゃんと出ているんだよ。大槌町で。そして不便な場所、特にあの、私一番言いたかったのは、あえてこの無料バスをまわせっては言いたく無かったのも、言うものでは無かったのも、実はうちの方の大沢郷地区だってやっぱり辺鄙な場所に、患者輸送車だってまわしているんしべ。そういったものを利用してよ、期日前に、1週間に2回だが3回まわっているんだから、そういったバスを利用して高齢者に向かって、期日前の投票所まで、連れてくることは何にも難しい話しでんないんだよな。だからそういうことをよ部長、もう1回よ、検討してこの次の委員会まで、きっちり、今回の選挙さ、当然間に合わねのも、この後の選挙に対して、きちんと対応するように、何とか、局長とこ、この次の委員会さ出席させて、はっきりさせてけれ。お願いします。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 今の鎌田議員のご質問にお答えしたいと思います。

実は決算委員会終了後、局長を呼んで、本当だがって。出来るんでねがって。正直、そういう話しをしました。やはり、この前の話しの中で、投票所を統合したり、山間部であったり、そういうことも今、おっしゃられた投票率の下がる一つの要因になっているので、それを改善していくのがあなた方の仕事じゃないのって、まずちょっときつく、話しをしました。ちゃんと法律を読んで、やれるんだったらやらねばだめだべって、話しをしました。結論的にはできる、ということです。だから俺は選管の局長どご、ごしやいだったし。ここだけの話しだんし。それで、この旨については市長にも話しをして、次の選挙、いわゆる県議、が次にありますので、その時からきちんと対応するように今からちゃんと選管の中で、組み立てして、それから選挙管理委員会の委員の皆様にも、きちんと話しをして、やれるように、というか、やらねばだめだべという、今、議員がおっしゃったように例えば仮設なんかの場合はそういうふうやってる訳ですので、そうするとおそらくその法律の枠組みの中でも、やっぱりやれることもあることなので、だからそういうこともやっぱり踏まえて、少し勉強さねばだめだべって、それをこの前にしよ、決算委員会終わったあと、選管の局長の答弁が凄く後ろ向きな答弁だったので、そうではねべって。投票率向上のための対策としてやらねばだめだごと、もう少し具体的に喋らねばだめなんでないかって、言うようなことはお話させていただいて、この件については市長とも協議して、次の選挙からやりましょうということで、まず話しはしておりますので、よろしく本当に、申し訳ございませんでした。

○委員長（金谷道男） 委員の皆さん、ほかにございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の自由討議する前に、ここに載っている、陳情書としてきている物に、しっかり理解できないというものも私はあるというふうに受け止めていました。それで実は昨日、帰り際に、年金の方にちょっと勉強させてもらいましたけれども、マクロ経済スライドというやつ、みんなこう、新聞だが、テレビで頭に入っていると思うのも、実際にどういうものかというのはなかなかわかりつらかったです。そういうことで、今回、このことについても陳情が来ているので、その辺について、佐藤課長、昨日行ってちょっと大変ぶじょほうしたのも、皆さんにもこのところ説明したほうが良いと思いますけれども、どうですか委員長。

○委員長（金谷道男） いかがでしょうか。

陳情に絡みのそのマクロ経済と、スライドのこと、聞いた方が良いとの話しだけでも、良いですか。

すれば佐藤課長お願いします。

○国保年金課長（佐藤和久） すれば、資料お渡しできなくて申し訳無いですがけれども。今の陳情の内容を見ますと、

すみません、今、コピーしますので、ちょっと時間をいただきますか。

○委員長（金谷道男） 我々が判断するためにマクロの話しをしてければ良いんだ。参考を喋ってけれという話しなので。まだ陳情に入っていないので。中身の確認ということだびょん。

○国保年金課長（佐藤和久） ちょっと資料を見ないと、ちょっとわかるりにくいと思いますので、資料をコピーさせて貰って良いですか。

○委員長（金谷道男） そうすれば休憩します。

休憩（午前 時 分～午前 時 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情の審査は自由討議で審査したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ございませんので、陳情の審査は自由討議とすることいたします。

職員の皆様は大変ご苦勞さまでした。

退席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩（午前 時 分～午前 時 分）

【陳情第21号】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、陳情第21号、「専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出することについて」を議題といたします。

本件に関し、ご意見等をお伺いいたします。どうぞ。どなたか。順番に行きますか。

大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の年金の関係、この後の方の年金と、いろいろとこう関わりのあることだとは思いますが、やはりあの、この年金の掛け金を掛けてきたというのは、皆さん、これからも掛けていくんだのも、わかっていることであって、その自分ではある一定の分、事業者も掛ける分もあるんだけれども、将来を考えて、この年金制度ができて、それに加入をして納めてきたお金だ訳です。そのお金を積立金みたいに積み上げていることだけれども、これを、この前国会でもいろいろ議論された訳ですが、まあ言葉はおかしいわけですが、勝手に運用して、儲かれば良いけれども、損した時、誰が補うんですかと考えれば、大変なことだなと、思うんです。やはりもっと、このことについては、当事者というか、年金を貰っている人、あるいはこれからすぐに貰う人達が一番の対象になると思いますけれども、この人達の意見をもっともっと聞かねばいけないんだけれども、何か、最近の国会の中身を見ていると、あるところで、バババと行ってしまって、後は、後の説明だという、これでまた苦慮している訳だけれども、そういうことを考えると、ここにはやらないという意見書を出してくださいということだと思いますけれども、これは全くその通りだと私は思います。現段階では。そういう意味で、私はこれは出すべきだな、と思います。

○委員長（金谷道男） どうぞみなさん、自由討議ですので。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） この内容の言っていること、趣旨に関しては、わかります。ただ、現実として、前政権の民主党の時、運用利益が、数字が間違っていたら大変申し訳無いのですけれども、確かプラス4兆円だったと記憶しているのですけれども、今、自公政権になってからまず民主の約半分の期間で28兆円の利益を上げ、7倍の利益を上げているということを考えれば、まず、趣旨としては分かりますけれども、実際その運用をして、プラス方向を生み出すというの、凄く大事なことかなとは思いますが。ただ言っていることの、趣旨というのは、良くわかります。はい。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さん、ご意見は。
はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 公明党さんのおっしゃるそれだけの利益が上げられているほど積立金の運用等がうまくいっているのであれば、年金がもっともっと給付額が増えても良いんじゃないかなと、いうふうに、現実はそのいうふうに思う訳ですけれども、いずれそういう変動が非常にこう考えられるリスクも伴う、そうした運用というふうなものは、非常にあとあと危険がやっぱり生ずる可能性が大きいというふうなことで、この年金のために納めたお金が正しく年金給付のために、しっかり運用されるというふうなことが何と言っても重要なことなので、まあ、そういう意味では、リスクの伴うそうした運用の方法にまわすことは良くないという、何とか専ら、この被保険者の利益のために運用して貰いたいという趣旨も内容も十分に、まずその通りだというふうに思いますので、私はこれは賛成です。

○委員長（金谷道男） ほかにありませんか。
はい、橋村委員。

○委員（橋村 誠） リスクがあるか、リスクが無いか何て基準は、実際。まさか全然、増えないこともできねべからよ、そのどこまでがリスク背負うか、背負わないかというある程度の基準はあると思うんだよ。だからあまり無理な投資などはするべきでは無いし、やはり安全に出していく方法しか無いと思うんだしよ、実際に。基本的によ。

○委員長（金谷道男） はいどうぞ。

○委員（橋本五郎） 陳情に関してはその通りだと思う。ただやっぱり今、議長が言ったように、リスクというのはいろいろあるから、株価によってな。だからこれはやっぱり的確に陳情の中身で運用して頂いて、堅実なやり方にして貰えれば、というような趣旨、賛成です。

○委員長（金谷道男） ぞうぞ。

○委員（鎌田正） 俺は異論ねしよ。

○委員長（金谷道男） だいたい良いですね。

それでは、皆様のご意見を伺いましたので、これより採決いたします。

本件は、採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

【陳情第22号】

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第22号、「年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情」を議題といたします。

皆様のご意見を頂きます。どうぞ。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これも今、マクロスライドということで、ちょこっと当局もしっかりわからない中身だということで、良く聞いてみると平成16年に、これは採択なっている話で、今26年だしもの、10年間も間を置いていて、突然、今これをやるのかという話しになる訳だけれども、要はこれも社会保障の分野の関係だと思うんですけども、今の消費税の話といろいろあると思いますけれども、やはり一番この世の中で、年金弱者という言葉が良く使われるんだけれども、一番大変な生活する分野、多く貰っている人も結構おりますけれども、ほとんどは大変な年金で生活する方々が多いので、その人達がまた更に困って、極端な話しをすれば生活保護までも行かなければならぬ人も結構いると言う。国会議員でも、今、あの人方の年金は無くなった訳で、国会議員も国会議員辞めたら、生活保護を貰うと言う人も結構いるということも聞かせて貰っていますので、やはり大変な思いをして、何十年も自分達が一生懸命働いて掛けた掛け金の中でやっているんだけれども、こういう大変な生活している年金生活者のお金を更に削っていくというやり方は私は如何なものかなというふうに、私は思っております。私はこのことについては一番の該当者だから、それはそうなべなという話しになるかもしれぬのも、そうじゃなくて、やはりもう、この前の新聞では無いけれども、長生きしているから駄目だと言うような言い方ではちょっと問題があるんだけれども、やはり若いときに一生懸命やって、今の社会を築いてきた人達だから、これぐらいはあまりにも

心配かけないで、やっぱり、保障をしっかりしていくと、いうことから考えれば削ることだけはやめてもらいたいなと私は思います。あの、こういう人達と話しをすれば良く分かるんです。そういう意味で、この意見書についても私は提出をして頂きたい、と思います。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さん。

○委員（橋村 誠） 俺は理屈抜きで賛成だ。その通りなべた。

○委員長（金谷道男） どうぞ。

○委員（鎌田正） 別に反対では無くて、2番目の全額、国庫負担の最低保障年金制度創設すると、大賛成だ。したのもこんな財源、どこから何たふうにするものだしべ。ただよ、財源もよ、ある程度考え、ただ国でやれやれとしたって、将来、人口減もなる、税金も納められなくなる、不足なる、ただ俺だ貰うじえんこは絶対よこせではよ、なかなか大変でない、国自体でも大変でねべがなって、おれは一瞬そう思って、何も反対しているつもりでは無いよ。ただ、今さっきのやつでも無いけれども、年金も納めね人もかなりいる中で、そんなもの、納めねでもよ、納めなくても、全額、国庫負担で保障するというのは如何なものかんと、今一瞬、思って喋った。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、最低保障年金制度というものは、ご存知のように（聞き取り不可能）かつては仕事になかなか付けないとか、そういうふうな非常にこうワーキングプアという言葉に代表されるような、そうした状況が深刻になってきてから、この最低保障年金制度というふうなものが、まずクローズアップされてきたと思います。大昔は、福祉年金というのがありまして、一切掛けていなかった方々も、しっかり4万とか5万とか頂いてた時期があった。これは全国民のやっぱり、社会保障制度として、国が作り上げてきた、社会保障、予算の中でちゃんと盛ってきたことだった訳です。今、まず年収200万以下というのは、もう、またこの2年間に、増えて、ワーキングプアの人達は増えまして、1千数百万人やっぱりいらっしゃるんですよね。そういった方々がじゃ月々、国民年金保険、月々1万千円と5～6千円のを頂いた本当にわずかな給料の中から、賃金の中から支払えるのか、というと支払えない。そうした実態がやっぱり年金も納めていない若者たちが急増している背景にあると思うんです。そういうふうな意味では勿論、雇用の確立をしていくことが重要ですけども、この最低年金というふうなものを持たせる事によって、生活保護の支給というふうなものも、一方では削減でき

る、そういうふうな事につながる訳ですので、大いにやっぱり創設を求めて行くことは良いことではないのかなというふうに思います。

○委員（橋村 誠） 生活保護とその年金の問題って絡んでいるからな。おれは何処でこういうふうに最低保障するかとなった時に、これは今の国会議員とか政府が考えなければ駄目だと思うんだよ。俺達は、貰う方なんだものだから、なるべく多く貰いたいものだからよ。そこは絶対の年金の仕組み（聞き取り不可能）だからそのところをうまく組み合わせていかねば、同じ社会保障費の中でやっているものだからよ。これはやっぱり難しい問題だと思うんだな。（聞き取り不可能）だから我々が考える以上に国会議員が考えて行かなければ駄目だと、俺なばそれしか無いと思う。

○委員（橋本五郎） やはり現実的にはやっぱり、年金より生活保護の方が多いいということ、国会でもなかなか議論をされて、下げられた訳よな。生活保護の方な。あれが下げられて、やっぱりんだからそういうことも必ず、今、議長が言ったとおり、大いに社会保障の面で絡んでいるから、やはりこういうには国会ではっきりしたものを出して貰ってよ、何と我々自治体の方さよ、けどもこれに対しての要望だから、陳情だから、あるべのもんだと、ということで、採択した方が。

○委員長（金谷道男） はい、どうぞ。

○委員（秩父博樹） 標題の趣旨はやっぱり良くわかります。生活するに大変な人たちを助けて行かなきゃならないと思いますし、やっぱりそれが国の仕事だとも思います。ただ、その現実的にそのじゃ、実現可能なのか、という部分、一番最後のこれ、全部国で負担すれと、民主の時にこれを試算した時にこの最低保障年金制度って、これは47年かかるという試算結果が出て、やると言ったけど、実際できなかったという、そういうこともあるので、だから、実現できればすごく良いことだなと思うんだけど、じゃ、本当に実現するためにじゃ、どうやるのかという部分、先程から先輩たちからお話がありますように、じゃ国のやっぱり国会議員の方で、もっと良く揉んで貰って、その生活大変な人達をしっかりと支えて行く形を作って行っていただきたいなと思います。言っていることの趣旨というのは、良くわかりますけれども、じゃ現実を捉えた時に、本当にこれで良いのかとなった場合は、ちょっと…。言っていることはわかるんですけども。現実、できるかとなった場合は、やっぱりここは国会議員の先生達に頑張っていたいただきたいなと思います。

○委員長（金谷道男）　　と云うことで、皆さんのご意見を伺っておりますと、採択の方かなと思えますけれども、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　　無ければ、本件についての採決をいたします。

本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　　ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

【陳情第23号】

○委員長（金谷道男）　　次に、陳情第23号、「集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　　私が言わないとね。今日から、秘密保護法が始まりましたけれども、相当、何百項目にも及ぶような軍事機密を中心にした秘密事項というふうなものがあるようで、これから日本の平和安全、こういった問題に絡む、問題が国民に何ら知られないまま、進んでいくと、いうふうなこの秘密保護法の問題と、この集団的自衛権、これは先の国会の審議において、間違いなく、これはアメリカと一緒に自衛隊が海外に行つて、戦争をする、人を殺し合う環境に日本国民を投じるというふうなことは間違いなく歴然としたことになっている訳ですので、これは絶対、憲法の前文及び9条の点から言っても、許されない問題だと思いますので、勿論、撤回すると。この問題を閣議決定で決めたというふうなことにもそもそも重大な問題があると思いますけれども、これを撤回して、そして新しい選挙で選ばれた、国会議員の間で新しいこの具体化をする、法整備をやっていく訳ですけれども、その法整備をやるなど、いうふうな趣旨の陳情でありますので、当然、市民をまず安全な、市民の命に関わる問題でありますのでね、是非、陳情を採択して意見書を上げて頂きたいというふうに思います。

○委員長（金谷道男）　　はい、橋村委員。

○委員（橋村 誠）　　今、文子さんが言ったのは全くの誤解で、誰も戦争したくてやっているんじゃない訳しよ。実際問題として。ただ一つ言えることは、この集団的自衛権と

言うのは、日本の国が普通の国家であれば、個人的自衛権も集団的自衛権も無いんだしよ。これは同じなんだしよ、自衛権というのは。包括して。それはたまたま日本という国が憲法9条というのがあるものだから、この集団的自衛権と、個人的自衛権と分かれてしまっているけれども。私は正直言って集団的自衛権はあって然るべきだし、ただ、今のままだと憲法に抵触する部分があるから、私は本音を言えば憲法9条、憲法を改正して、9条を無くしてしっかりして、いわゆる集団的自衛権とか、個人的自衛権とか無くなるような、普通の国の軍隊にするのが私の考えだし。ただ、今の状況の集団的自衛権は、ある程度こう触れるけれども、じゃ、これを今撤回するとなれば私はこれは非常に問題がまた大きくなると思うので、苦渋の選択で、勿論この集団的自衛権というのはあって然るべきという、私、個人の苦渋の選択としては、そういうふうになっているんし。実際問題、誰もアメリカと一緒に戦争なんかすると思っている人は、考えている人は誰もいねんしよ、実際。ただそういうふうにする人はいるんだけど、じゃ集団的自衛権はどうだと言え、仲間を守るということは出て行って守るじゃなくて、日本の国にいて、日本の近海にいて、日本の領域の中で仲間を守るということであって、何もわざわざ出向いて行って戦争するということは一つもない、まして今の秘密保護もだんしのも、絶対に秘密は守らなければならないことだけれども、ただ、じゃどこでくい止めるか、どこまででくい止めるかというのはやっぱりこれは、くい止めるものを作っていくのがやっぱりこれは国会議員の仕事であるし、政府のしごとである。これは私は、撤回するべきでは無い、という私の一つの選択です。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さん。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 今回の橋村議員と同じです。今回まずこの集団的自衛権ということでそういう名前を冠してますけれど、閣議決定の文を読めば読むほど、これは限りなく個別的自衛権に近いものじゃないかというものになっているし、まあ有識者の方とか、それから政治評論家の人達の話聞いても、まあ今までのグレーゾーン、そのあやふやだった部分がなくなったということで、今まで以上にその、実はロックがかかった内容になっていると、そういう評価も頂いているので、あと、よくマスコミとか他から言われている、他国に出て行って、その戦争を行うってことは、無い内容になっているので、読めば読むほどそうなっているんで、あくまでも専守防衛がメインになっている内容になっているので、なので、この陳情を出すということには、反対という立場です。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さんよろしいでしょうか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の選挙でいろんな意見も出てるし、またマスコミ、新聞含めて、いろん国民の声が出されていますけれども、その中で、この集団的自衛権について、議論不足というか、国民に対する説明不足というのは非常に大きく取りあげられて、パーセンテージはちょっと忘れたけれども、50～60%ぐらいがそういう表になって出たようなみたような記憶しているんだけど、そういうふうなことなので、良い、悪いと言うよりも、国民がもっと理解できるような説明をしっかりとやるべきで、だから閣議決定なんていうのは本当に、あまり良い方法では無いなど、私は思っています。だけれどもこれも一つの国会でも（聞き取り不可能）ただ、言わせれば、もっともっと議論して欲しかった、という重いです。かといっても前回、これについては賛成した訳ですけども、だからまた今回は反対か、ということになるんだけど、そういうことではなくて、ただもっともっと言わせれば、このことについては継続審議みたいな形にして頂きたいなど、私は思います。

○委員（佐藤文子） もう一度よいでしょうか。

○委員長（金谷道男） まあ、ひととおり、皆さん喋ってからにして。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） かつて我々は戦争したことも無い、戦後の人間の一人だけれども、誰もよ、今、ここに来て、戦争したいとか、戦争しに行くとか、これなば日本国民1人だってそう思っている人は1人もおらないはずだし、ただ自分の国を自分で守る、これは当たり前の話しであって、今の現状、日本の現状を鑑みればよ、やっぱり中国の問題あったり、島の問題、韓国との絡みあったり、非常にこの戦争後、終戦後の社会状況は相当違ってきた時期に入ったなでないかと、そういう時期だからこそ、こういった集団的自衛権あるいは専守防衛とか、いろんな言葉が出てくるども、これはやっぱりやらざるを得ない自衛権だ。誰も自分の家さ、勝手に入ってよ、隣の家から攻められる、例えば境界などおちけられた時、当然、黙ってもいられね、当たり前の話しでよ、誰も戦争にこれ使ったとで、武器をたないで、中国さ行ったり、韓国さ行ったりする人は1人もいないし、国だって、それな求めてもいないし、おれはこれで結構だと思っているし、提出する必要は俺は無いと思っているし。

○委員（大野忠夫） 憲法は改正すればすっきりして良いんだけど、今はそうではなくて、これは、これ以上は、やらない、進まないという、やる必要無いという、首相が今回の選挙で行っている訳だ。そして出来るところから憲法を改正して（聞き取り不可能）その辺の、できるところはどこからどこまでなのか、わからないものがいっぱいあると思うんですよ。そういう中で、ただこのこと一つだけで、何とか結論出せということには私はならないと思うので、さっきも言ったとおり、何とかできれば私は継続審議で、もう少し国会で、新しい、今選挙終わったら何処かでもっと議論して貰いたいなど、これは（聞き取り不可能）。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まああくまでも個別的自衛権だというふうな論調もありますけれども、いずれ閣議決定でなされた内容にはここにも書いてありますけれども、わが国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し、というふうな場合、これはアメリカなどがあちこつでいろいろまあ、事実上の侵略的な戦争を言っている、そこに日本がアメリカからの要請に応じていかざるを得ない環境が広がってくる、これはあり得るんです。絶対にあり得るんです。それで、そういった場合に……。皆さんそう思っているかも知れない実際にそういう要請が起こり得る可能性があるのです。そうなった場合に、自分達の、そこで、日本が一緒に行った以上は、やっぱり殺し合う、そういう環境が出てくると、いうふうなのが、今回の閣議決定の内容です。これは我々の理解だけでなく、憲法学者、そういう人達がかかり、そうした理解になっておりますし、各全国の自治体、今224の自治体が、この集団的自衛権については、やっぱりやるべきでは無いと、撤回を求める意見書も出ている訳ですね。そういうふうなことから、非常に、いずれはこれをやるために憲法9条を改正しようというふうな方向にやっぱり行こうというふうなねらいはそこにあるわけですが、これをやっぱりここで撤回をさせておかないと、非常に危険な方向に、中国や韓国のあの問題を出して日本を守るためには、じゃどうすれば良いんだと、いうふうな論調もありますけれども、結局、武力が解決を円満にすることは一つもありません。そういう意味では、財界だったって、これからの市場の拡大を中国、韓国そうした東南アジアも含めて、そういったところに広めようとしているときに、この集団的自衛権の決定だとか、秘密保護法の決定とか、というふうなことが、どれだけこの中国や韓国、アジアの方の人達から、日本の動きに対して、非常に心配、懸念を示しているか、これはわかると思うんです。それで、アジアの中でのこういう緊

張を高めない為には、こうした日本は9条があるというふうなこれまでの信頼をやっぱりきちんと続けていかなきゃ行けないと思いますし、そういう意味では、この集団的自衛権というふうなものは、やっぱりやめるべきだというふうに思っています。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） もう一つ。反論。

今、皆さんご案内のとおり、小笠原諸島では珊瑚が盗まれたり、中国の非常に日本から言えば泥棒行為をやっている訳ですけども、それに対したって日本は全然、武力行使もしていないし、本当に平和的解決ということで、ただ、注意してみたり、その程度の行動ですので、こういったことをエスカレートするのが中国だったりするので、これはやっぱりもっともっと我々も、きちんとした対応をしていかなければ、他国にアメリカ云々じゃなくて、他国に我々領土が侵害される、そういう侵略されると、そういった感じもするので、やっぱりこういったことは、武力行使するとか、しないとか、きちんと法を整備して、自分の国は自分で守ると、これが大前提だと思いますので、再度、提出する必要はございませんと思いますので、私は。

○委員（橋村 誠） だいたい、こういう問題がよ、ここで議論すること自体が日本の国がよ、普通の国じゃ無いということなんですよ。普通の一人前の国家なば、こういうこと議論にならないしよ。自衛権って皆、持っているんだもの。そういう意味でこれは普通だと思っているから、賛成は出来ません。以上です。

○委員長（金谷道男） まとまりそんな意見なら私、何時間でもやるのも。まとまりそうでない意見は……。

○委員（大野忠夫） この陳情者の所在というのは私、ちょっとさっきから気にかかっているんだしのも。秋田県平和委員会ってというのは誰かわかる人はいるんしか。さっきからここをちょっと気にかかっているんです。この前の時は、議員の中から出たからはっきりしているんだのも、こここのところを見ると、何なべなど。

○委員（佐藤文子） 秋田県平和委員会ありますよ。今は代表理事というふうになっているようですけれども、前は別の方だったような気がしますけれど、いろいろこう平和委員会としての活動は、幅広くやっている……。

○委員（大野忠夫） どういう活動をしているかというのが、一つの課題になるんです。

○委員（佐藤文子） 内容を見て判断するだけで良いじゃないですか。

○委員長（金谷道男） だいたい議論は出尽くしたかなと思いますので。

ただ今、継続審査、それから賛成、反対、それぞれ出ているようでありますので、これより一つずつ進めたいと思います。

本件について、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件を継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

(1人が挙手)

○委員長(金谷道男) 賛成、少数であります。

よって、本件は閉会中の継続審査とすることは否決されました。

次に、これより挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(1人が挙手)

○委員長(金谷道男) 挙手、少数であります。

よって、本件は不採択するべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) ただ今、陳情第21号、22号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書を提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議がありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配布させていただきます。

(意見書(案)を配布する)

○委員長(金谷道男) ただ今、配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。

ただ今お配りしました意見書(案)について、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議がありませんので、この意見書(案)を議長に提出することに決定いたしました。

【閉会中の継続審査・調査の申し出】

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、
を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉 会】

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午前 11 時 23 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男